

## 石油コンビナート等災害防止法の施行に伴う警察措置の運用について

(昭和51.11.20丁備発第137号、丁公害発第144号、丁勤発第124号、丁規発第84号、警察庁警備局警備課長、警察庁保安部公害課長、警察庁保安部外勤課長、警察庁交通局交通規制課長から本庁各局課長、各参事官、警察大学校長、科学警察研究所長、各管区警察局長、警視總監、各道府県警察本部長、各方面本部長宛)

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石コン法」という。）の施行に伴う警察措置については、「石油コンビナート等災害防止法の施行に伴う警察措置について」（昭和51年11月20日付け警察庁丙備発第33号，警察庁丙公害発第10号，警察庁丙勤発第45号，警察庁丙規発第27号）をもつて示達されたところであるが，この法律の制定経緯及び概要，事業所の新設又は変更（以下「新設等」という。）の計画に関する措置要請等については，下記のとおりであるから，取扱い上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 1 法律制定に至る経緯

石油コンビナートとは、石油及び高圧ガスを大量に取り扱う地帯とそれを構成する企業を含むものであるが、我が国における石油コンビナートは、大都市に近接しているものが多く、いつたん、爆発、火災等の事故が発生した場合は、大規模な災害に発展する可能性があり、周辺地域に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このような石油コンビナートは、昭和30年代はじめからの石炭から石油へのエネルギーの転換に伴い、各地に建設されることになった。

しかしながら、昭和39年ごろから爆発、火災事故が相次いだため、昭和45年12月7日付けで「石油コンビナート地帯防災対策要綱」が制定され、消防庁長官より各都道府県知事あてに示達された。その内容は、石油コンビナート地帯の範囲の設定、石油コンビナート地帯防災部会の設置、石油コンビナート地帯防災計画の設定、災害防止のための設備、資材の整備等である。

その後、山口県徳山市の出光石油化学徳山工場、千葉県市原市のチッソ石油化学五井工場、新潟県中頸城郡の信越化学直江津工場等において、石油プラントの火災事故が相次いで起き、更に昭和49年12月に岡山県倉敷市の三菱石油水島製油所の重油流出事故が起きたため、これを契機として石油コンビナート地帯の防災対策の強化が叫ばれ、自治省において石コン法が立案され、昭和50年12月10日に成立し、同51年6月1日に施行された。

この法律は、消防法による石油等の規制を所管する自治省と高圧ガス取締法による高圧ガスの規制を所管する通産省の共管（ただし、緑地等の設置の承認については、建設大臣の所管）となつていますが、警察庁は、環境庁、厚生省、農林省、運輸省、労働省、建設省とともに、関係行政機関となつており、石油コンビナート等特別防災区域（以下

「特別防災区域」という。現在、政令（「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令」（昭和51年政令第192号）で33都道府県に75地域が指定されている。）の事業所の新設等に際して、その届出を受けた主務官庁（通産省及び自治省）から協議を受け、災害の拡大防止の観点から事業所の配置等に関し、計画の変更又は廃止（以下「変更等」という。）の指示を要請することができることになった。

## 2 法律の概要

### (1) 総則に関する事項

この法律は、一定量以上の石油又は高圧ガスを取り扱う区域を特別防災区域に政令で指定し、この区域の事業者には災害の発生及び拡大防止のための責務を課し、国及び地方公共団体に防災施策を講じさせることにより、総合的な防災施策を推進しようとするものである。（第1条、第3条、第4条）

### (2) 新設等の届出、指示等

ア 石油及び高圧ガスを保有する第1種事業所（石油換算で貯蔵、取扱量が1万キロリットル以上、高圧ガス換算で処理量が200万立方メートル以上のもの）の新設等をしようとするときは、その計画を主務大臣に届け出なければならないものとされており、主務大臣は、各施設地区等の面積及び配置並びに連絡導管及び連絡道路が、災害の拡大防止に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、計画の変更等を指示することができる。（第5条、第7条、第8条）

イ 市町村又は都道府県知事は、主務大臣から計画の変更等の指示をしない旨の通知があるまで又は届出から3月の期間が経過するまでの間は、消防法又は高圧ガス取締法に基づく許可をしてはならず、事業者は、事業所の新設等をしてはならない。（第9条、第10条）

ウ 主務大臣は、届出の計画又は指示に適合しない事業所の施設について、使用の停止を命ずることができる。（第12条）

### (3) 特定事業者の災害予防に関する責務

特定事業者（第1種事業者及び第2種事業者）は、流出油等防止堤、消火施設、延焼防止施設等を設置するほか、自衛防災組織の設置、防災管理者の選任、防災規程の作成等が義務づけられている。（第15条ないし第18条）

### (4) 災害に関する応急措置

ア 異常現象について、事業所の責任者の消防機関への通報義務及び消防機関の警察署、海上警備救難機関等への通報義務について規定している。（第23条）

イ 異常現象発生時における自衛防災組織等の災害防止活動の実施及び市町村長、管区海上保安本部の事務所の長等のこれら組織に対する指示について規定している。（第24条、第25条）

- ウ 市町村長、海上保安部長等が災害現場にいないとき等における警察官による危険な区域への立入禁止、退去に関する指示について規定している。(第25条)
- エ 管区警察局長等特定地方行政機関の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者等は、発生した災害の状況、実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）へ報告しなければならない。(第26条)

(5) 防災に関する組織及び計画

- ア 都道府県に知事を本部長とし、関係特定地方行政機関の長、警視総監、道府県警察本部長、関係市町村長、関係消防機関の長、特定事業者の代表者等を本部員とする防災本部を置き、防災計画の作成及び実施の推進、災害時における関係機関との連絡調整等を行わせる。(第27条、第28条、第31条)
- イ 災害発生時に現地防災本部を置くことができる。(第29条)
- ウ 災害対策基本法の地域防災計画、地方防災会議及び災害対策本部に関する規定は、特別防災区域については適用しない。(第32条)

(6) 緑地等の設置

- ア 地方公共団体の長は、公害防止対策事業としての緑地等の設置事業を行うことができる地域以外の地域において、防災のための緩衝地帯としての緑地等を設置しようとするときは、その設置計画を定め、主務大臣の承認を受ける。(第33条)
- イ 緑地等の設置費用の一部を、第1種事業者に負担させることができ、国は費用を補助することができる。(第34条、第36条)

(7) 罰 則

事業所の新設等の届出義務違反、主務大臣及び市町村長等の使用停止命令違反、異常現象の通報義務違反等については、罰則が付されている。(第49条ないし第52条)

3 事業所の新設等の計画に関する措置等

(1) 警察庁の措置

石油コンビナートの新設及び既設石油コンビナート地域における事業所の新設等に係る計画の届出が行われた場合には、警察庁警備課は、主務官庁から事業者（石油及び高圧ガスを取り扱う第1種事業者）が提出した事業所の新設等の計画の届出書の写しを受理し、警察庁関係課及び関係都道府県警察の意見を徴したうえ、主務官庁に対して災害の拡大防止の観点から、事業所の新設等の計画に関して変更等の指示を要請する。

この場合における警察庁の審査の重点は、次のとおりである。

- ア 住民の避難路の確保
- イ 災害時の緊急車通行路の確保

## (2) 都道府県警察本部の措置

警察庁警備課から事業所の新設等の計画に関する届出書の写しの送付を受け、意見を求められた都道府県警察本部は、災害警備担当課（警備課又は外勤課）がこれを受け、関係課と協議し、必要により関係警察署の災害警備担当課（外勤課又は警備課）に写しを送付し、関係課と協議させ、その意見を徴したうえ、警察庁警備課に回答する。

この場合において、事業所の新設計画に関し、審査するときは、石油コンビナートに関する問題が危険物に関する技術的な事柄であり、かつ、大規模な災害発生時の交通規制及び警備実施上の諸問題並びに都道府県及び市町村の開発計画等が絡む重要事項であるため、都道府県警察本部の関係各課が、実地調査及び検討を行い、必要により事業者の説明を求め、都道府県等の意見を聴いて警察庁に回答することが必要である。

なお、警察庁及び都道府県警察における事業所の新設等の計画についての審査手続を図示すれば、別添のとおりである。

## (3) 事業所の新設の場合の主な審査事項

### ア 住民の避難路の確保

(7) コンビナート地域全体と住宅地域の配置からみて、コンビナートに大火災、大爆発、有毒ガスの大量流出等の大規模な事故が発生した際において、住宅地域の住民を安全な地域に避難誘導する場合に、安全な避難路が確保されるかどうか。

(1) コンビナート地域内の道路が、大規模な事故の際における事業所の従業員等の避難路として適切かどうか。

### イ 緊急車通行路の確保

事故がコンビナート地域のいかなる場所において発生したとしても、消防車両、警察車両等の緊急車が、安全かつ迅速に事故現場に到着できる緊急車通行路が確保されているか。

## (4) 事業所新設の場合の審査上の留意事項

「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置に関する省令」（昭和51年自治省令第1号）は、製造、貯蔵等の施設地区の配置基準、特定通路（防災用道路）の幅員及び一般道路への接続等について規定しているが、基準を遵守することが著しく困難であり、かつ、保安上特に支障がないと認められる場合には、例外が許されるものが多いので、例外規定の適用に関して審査が必要である。

また、コンビナート地域全体及びコンビナート周辺地域の住宅地化される可能性のある空地、田畑等の状況をも考慮しての審査が必要である。

#### (5) 事業所の変更の場合の審査

審査事項及び審査手続は、事業所の新設の場合と同様である。

この場合において、大規模な変更すなわち、事業所が事業内容を変更する場合、事業所の敷地を大規模に拡張する場合においては、事業所の新設の場合に準じて、慎重な審査を行う必要がある。

しかしながら、事業所敷地内の製造、貯蔵、用役、事務管理等の施設地区の小規模な変更、事業所間の連絡導管の小規模な変更等であつて、避難路の確保、緊急車通行路の確保等の観点から、計画変更等を要請する必要がないと思われるものは、警察庁、都道府県警察本部、警察署において、届出書の写しを、コンビナート等における事業所の実態は握の資料として活用することを主とする簡易な処理が適当と考えられる。

#### (6) コンビナートの新設等の場合の事前調査と意見の申入れ

コンビナートの新設及びコンビナート地域の大規模な拡張の場合には、都道府県があらかじめコンビナートへ進出する事業者をは握することとなるので、それにより都道府県警察では、コンビナートの輪郭をつかむことができる。

したがつて、事前段階から都道府県より関係資料を取り寄せて検討し、都道府県、市町村、事業者等に対し、防災上、交通上の観点から意見を申し入れる必要がある。そして、事業者、事業の内容及び規模、事業所の配置等が具体化しつつ時期においては、それらに関する資料の入手に努め、住民の避難路、緊急車通行路の確保及び平常時における交通の安全と円滑等についての問題が生ずる場合には、事業者からの事業所の新設に関する届出がなされる前に、都道府県及び事業者に意見を申し入れるとともに、事案に応じて警察庁関係課に報告することが必要である。

#### 4 石油コンビナート等防災本部における措置

警視總監、道府県警察本部長等は、防災本部の会議において、事故防止対策、災害拡大防止対策等について意見を述べ、関係行政機関又は事業者に対して要望し、所要の措置をとらせるよう努める。

幹事には、災害警備担当の警備課長又は外勤課長が任命されると思われるが、議題によつては、危険物担当課長、交通規制担当課長等が出席する必要がある。

#### 5 警察署長の応急措置

火災、石油流出、ガス流出等の事故が発生した場合には、警察署長は、消防署長又は市町村長から通報を受けることになつている。警察署長は、消防署長等から事故の発生についての通報を受け、又は警察官からの報告によつて事故の発生を知つたときは、速やかに所要の措置をとらなければならない。

## 6 警察官の自衛防災組織に対する代行指示

警察官は、災害発生の現場に市町村長、海上保安部長等がいない場合又はこれらの者からの要求があつた場合には、石コン法の規定に基づき、これらの者に代わつて、事業者の設置する自衛防災組織又は共同防災組織に対し、人命救助、危険区域への立入禁止、退去等に関する指示を行うことができる。

しかしながら、警察官は、災害発生の現場において、人の生命、身体に危険が発生するおそれがあり、急を要する場合等においては、警察官職務執行法の規定に基づき、その場に居合わせた者に対し、警告を発し、避難等の措置をとり、事業所の管理者等に対し、危険防止上の措置をとることを命ずることができる。

## 7 管区警察局長の防災本部への報告

管区警察局長は、災害が発生した場合、警察官の応援派遣、災害装備資器材の支援等警察庁として実施した措置及び発生した災害の概要を逐次防災本部に報告することになつている。

なお、都道府県警察として実施した措置及び都道府県内において発生した災害の概要については、都道府県知事又は都道府県警察本部長から防災本部に対して報告されることになる。

別添

事業所の新設変更届出に関する手続

